

## 4.包括外部監査の結果報告書(第2部 テーマ2-2)

臨海市場特別会計に係る財務事務の執行について



## 第 2 部 テーマ 2 - 2 目次

.概要	1
1.食肉市場の特徴	1
2.臨海市場の成立経緯	5
3.臨海市場の概要	7
4.市場使用料の状況	11
5.臨海市場における公設民営化	12
5- 1.公設民営化とは	12
5- 2.臨海市場における公設民営化方式の採用	12
6.臨海市場の特性	14
6- 1.中央卸売市場が果たすべき機能	14
6- 2.検討の視点	14
6- 3.臨海市場の集荷機能における特性	15
6- 4.臨海市場の分荷機能における特性	17
6- 5.臨海市場の価格形成機能における特性	18
6- 6.臨海市場における特性 (まとめ)	20
.実施した監査手続及び監査結果	21
1.市場使用料の金額設定について	21
2.市場使用料の規則による設定額について	25
3.市場使用料の市長減免について	26
4.売上高使用料率について	28
5.卸売会社の市場使用料負担能力について	29
6.負担金及び補助金について	30
7.委託料について	30
8.臨海市場金融資金について	31
9.金融資金予算枠の未執行部分について	33
.施設整備と食肉流通に関する意見	34



## .概要

### 1.食肉市場の特徴

#### (1)食肉の流過程の発展

食肉の流過程は、生きた家畜である肉牛・豚をと畜し枝肉に解体すると畜・解体過程を必要とすること及びそのための固有の施設と技術を必要とすることが特徴である。

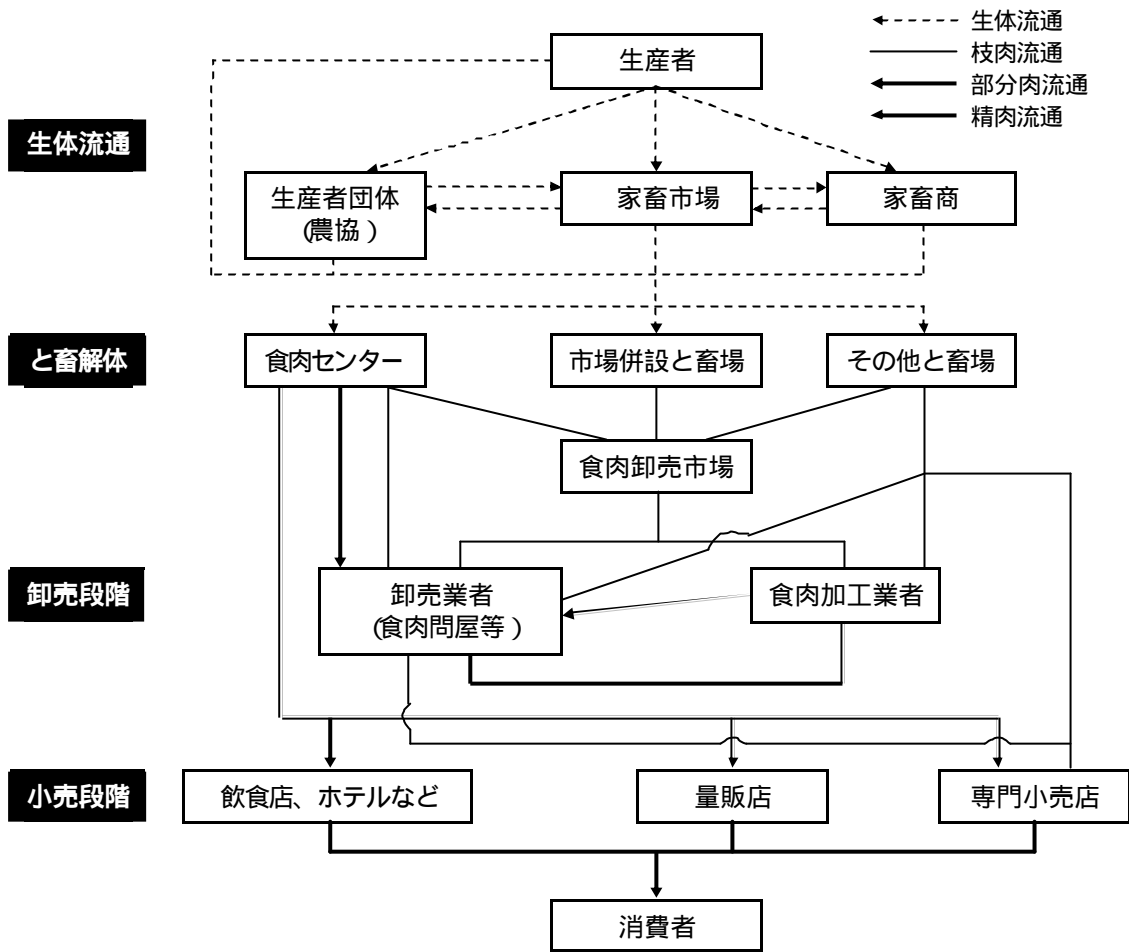
牛肉の流通についての歴史的経緯については、1960年代までは地方と畜場でと畜され地場消費地にまわされるもの以外は産地家畜市場、集散地家畜市場を經由して、大消費地へ生体で出荷されていた。この時代は、家畜商が生体流通を担当し、食肉問屋がと畜段階を含む消費地食肉流通を担当していたが、固定的閉鎖的な流通機構が形成され非公開の個別相対取引が行われていたため、価格形成も不明朗であったことが知られている。

1960年代以降は、食肉中央卸売市場と産地食肉センターを中心とした流通機構が形成された。国民の食生活において食肉の地位が高まり政府の政策的な対応によって、消費地では食肉中央卸売市場の開設(1958年～1974年)が行われ、産地では農林水産省の補助事業による産地食肉センターの設立(1960年から)が行われた。食肉中央卸売市場では、せり及び入札による公開競争的取引・取引価格公表による建値の形成が導入され、閉鎖的な消費地食肉市場を再編することが目指された。

産地食肉センターは、生産者団体である農協系統組織などを設立運営主体とすると畜施設として構想され、産地処理と枝肉流通、農協系統組織による共同販売の促進が目指された。当初の構想は、産地食肉センターで処理され出荷される枝肉を消費地の食肉流通市場に上場することにより、産地食肉センターと食肉中央卸売市場を流通機構面で結合し流通経路を短縮しようとするものであったが、食肉中央卸売市場が併設と畜場でと畜したものをその日に上場することを慣行としていたため、生体で荷受することが続きこの構想は実現しなかった。この結果、産地食肉センターと食肉中央卸売市場をめぐる流通経路は分離し、食肉卸売市場へ上場される食肉は、併設と畜場でと畜された枝肉と輸入枝肉であり、産地食肉センターは卸売市場外流通ルートの要に置かれるようになった。

1970年代以降から今日までの食肉の流過程における変化としては第1に、産地食肉センターによる卸売市場外流通の拡大により産地食肉センターが拡張再整備され、と畜施設の近代化と処理能力の増強が進んだこと、第2に、食肉の流通時の荷姿が枝肉から部分肉へと転換してきたことに伴い、部分肉製造卸業務を中心に新たな食肉流通主体として全農及び食肉加工メーカーが台頭し、食肉卸売業者も部分肉製造に参入してきたことがあげられる。(新山陽子 著「牛肉のフードシステム～欧米と日本の比較分析」より)

国産牛 豚肉の流通経路]



国産豚の流通経路上、家畜市場は省略される。

## (2)と畜事業の特徴

明治時代に牛肉の一般消費がはじまると、これに伴い業者の私営と畜場が多数生まれた。しかし衛生管理やそのための制度が未整備であったため、明治 39 年に「と場法」が制定され衛生上、保安上の見地にたって、と畜場は公共団体に優先的に設立経営させることとされ、そのために優遇や規制の処置が設けられた。その後昭和 28 年には(新)「と畜場法」が制定され、公営優先規定が取り除かれたが、(旧)「と場法」制定以来、日本のと畜場は地方公共団体によって設立経営されることが一般的となった。

地方自治体はと畜場を開設するが、施設は食肉業者などの利用に提供し、利用者から徴収する施設利用料を収入源として運営するものであった。利用にあたっては慣行的利用権をもつ業者によって利用者組合が組織された。と畜解体業務は利用者組合が行い、作業は業者に雇用された作業員によって行われていた。地方自治体のと畜場運営は、地方公営企業に含められるが(地方自治法第 2 条)利用者である食肉業者に営業活動を行わせるものであり、開設者である地方自治体自らが営業活動を行うものではない。ここでは、地方自治体の業務は建物施設の提供と衛生上の指導管理である。

国の推進する産地食肉センター設置事業では、生産者団体の出荷基地としての役割を果たすという政策意図がありながら、当初の事業で設立されたものは、地方自治体営のと畜場と何ら変わらず、施設を食肉業者の利用に提供し、その利用料金によって施設を運営する事業形態をとったので、単なる物的施設としてのと畜場の機能しかもたないものが多かった。それに対して 1970 年以降の事業により設置された食肉センターは、生産者団体の産地における肉畜の処理・出荷基地としての機能を持つもの、さらに市場機能をもった販売活動をおこなうものが増加している。

さらに 1975 年より開始された国の「総合食肉流通体系促進事業」では、既存の地方自治体営と畜場を統廃合し、県下一円を単位とするような広域集荷圏が設定され、これによって建設される施設規模はそれまでより格段に大きくなった。1 日あたりと畜能力は、基幹施設では、豚換算で 800～1,200 頭、牛のみのと畜能力は、10 頭前後から 170 頭まで幅が大きい。1997 年度までに 100 頭規模施設が 13 カ所、150 頭規模が 4 カ所、170 頭規模が 1 カ所設立されている。

このような施設規模の拡大ともなあって、建設事業費は著しく増大している。近年の新設施設では、と畜解体の機械化、オンラインシステム設備、衛生設備等の近代化が顕著であり、作業の合理化と建設費中の設備費の増大をもたらしている。また、機械化により適性処理規模が著しく上昇することになり、集荷圏を拡大することが必要となった。集荷量が計画どおりに確保されない場合には、施設能力と稼働率との間に大きなギャップが生じることになる可能性が生まれている。(新山陽子 著「牛肉のフードシステム～欧米と日本の比較分析」より)

食肉流通施設に関する主要指標]

	1988/1989		1997/1998	
(1) 食肉中央卸売市場 (公設)	10 (カ所)		10 (カ所)	
(2) 食肉地方卸売市場	28		27	
うち指定農場	22 ( % )		21 ( % )	
開設者				
県・市・町	11	(50.0)	11	(52.4)
混合出資株式会社	5	(22.7)	6	(28.6)
荷受会社	3	(13.6)	1	( 4.8)
財団法人	1	( 4.5)	1	( 4.8)
農業協同組合	1	( 4.5)	0	( 0.0)
食肉業者協同組合	1	( 4.5)	2	( 9.5)
(3) 産地食肉センター	95		87	
(4) 家畜市場	368		249	
生産者団体	316	(88.9)	204	(81.9)
家畜商団体	34	( 9.2)	30	(12.0)
地方公共団体	5	( 1.4)	4	( 1.6)
その他	13	( 3.5)	11	( 4.4)
(臨時市場)	139		103	
(5) と畜場	417		296	
種類				
食肉卸売市場併設	27	( 6.5)	28	( 9.5)
産地食肉センター	89	(21.3)	87	(29.4)
その他一般と畜場	299	(71.7)	181	(61.1)
設置主体				
市町村営	217	(52.0)	156	(50.0)
会社営	108	(26.0)	94	(30.1)
組合営	58	(14.0)	50	(16.0)
都道府県営	34	( 8.0)	12	( 3.8)

注 :1983/1989 欄の(1)、(2)、(3)は 1989 年現在、他は 1988 年現在の数値、

1997/1998 欄の(4)、(5)と畜場設立主体は 1997 年現在、他は 1998 年現在。

出所 新山陽子著『牛肉のフードシステム～欧米と日本の比較分析』



## 2. 臨海市場の成立経緯

昭和3年に明治43年から開設されていた筑紫郡堅粕町立屠場が合併により福岡市立屠場となる。昭和32年に福岡市中央卸売市場業務条例を制定、昭和34年4月、福岡市立と畜場条例を制定し、福岡市がと畜場法に基づくと畜場を設置、昭和34年7月、福岡食肉市場株式会社創立、昭和34年9月に九州で唯一の食肉中央卸売市場として福岡市中央卸売市場食肉市場が福岡市東区箱崎に開場された。以来公正な価格形成機能、食肉の集荷分荷機能を果たす等食肉流通の中核として重要な役割を担ってきた。

開設から40年を経過し、福岡食肉市場の流通環境は、産地の遠隔化、枝肉流通から部分肉流通への流通形態の変化、冷凍・冷蔵技術の高度化や輸送技術の進展等に伴い従来施設の老朽化や狭隘化がすすんだため、新たに平成12年4月に総事業費15,095百万円(市場整備費8,749百万円、用地費6,345百万円)を投じて福岡市東区東浜に臨海市場として移転・開場された。臨海市場の特徴は、食肉市場としては日本初のISO認証を取得し、世界レベルの品質保証が実現したこと、また最新のワンフロア・ワンウェイの製造ラインで生体搬入から製品出荷までトータルにHACCP(危害分析重要管理点)システムで管理することにより最高水準の衛生管理を実現していること等が挙げられる。

また、臨海市場新設に伴いと畜場の管理運営体制が変更されている。すなわち、昭和34年以来福岡市がと畜場の管理運営を行ってきたが、と畜場の効率的運営管理による行政負担の軽減を図るため平成12年3月に福岡市立と畜場条例を廃止し、民間活力の導入を検討し平成12年4月から福岡市は卸売会社である福岡食肉市場(株)との間にと畜場法に基づく設置者及び管理運営主体を卸売会社とすることで合意した。しかし、卸売会社がと畜場の管理運営について、独自で効率化による収支の改善を図ろうとすれば、と畜場使用料の値上げや業務経費の削減によらざるを得ないため、これが長じれば、生産者保護、安全で良質な食肉の提供等といったと畜場及び市場としての役割に問題が生じることが危惧されるとして、福岡市は、と畜事業補助金220百万円を卸売会社に支出することとなった。この補助金は、と畜場・市場の管理に要する経費のうち、公益性が認められ、かつ、固定的な経費を対象とし、本来的に卸売会社の営業収入で賄うべき変動経費は対象としていない。

このように臨海市場においては、生体のと畜、解体作業を必要とするため、卸売会社と福岡市との関係は、鮮魚市場や青果市場における卸売会社と福岡市との関係とは異なり、卸売会社に対する補助金との関係が生じている。また臨海市場が衛生管理面で大規模な設備を必要とすることも鮮魚、市場や青果市場とは異なる点である。

と畜場の管理運営体制の従前と現行の体制を図示すれば以下のとおりである。

従前の体制

福岡市 :と畜場法に基づく設置者 施設の維持管理光熱水費等の運営 費を支出する。 と畜場使用料を徴収する。
卸売会社 :と畜場使用者 と畜解体料を徴収する。 と畜解体作業に関する人件費(委託 料)を支出

現行の体制

福岡市 :と畜場施設の所有者 福岡市立と畜場条例の廃止
卸売会社 :と畜場法に基づく「設置 者」であり「と畜業者」 と畜場使用料及びと畜解体料を収 入する。 施設の維持管理光熱水費等の運 営に関する費用を負担する。 と畜解体作業に関する人件費(委 託料)を支出

### 3.臨海市場の概要

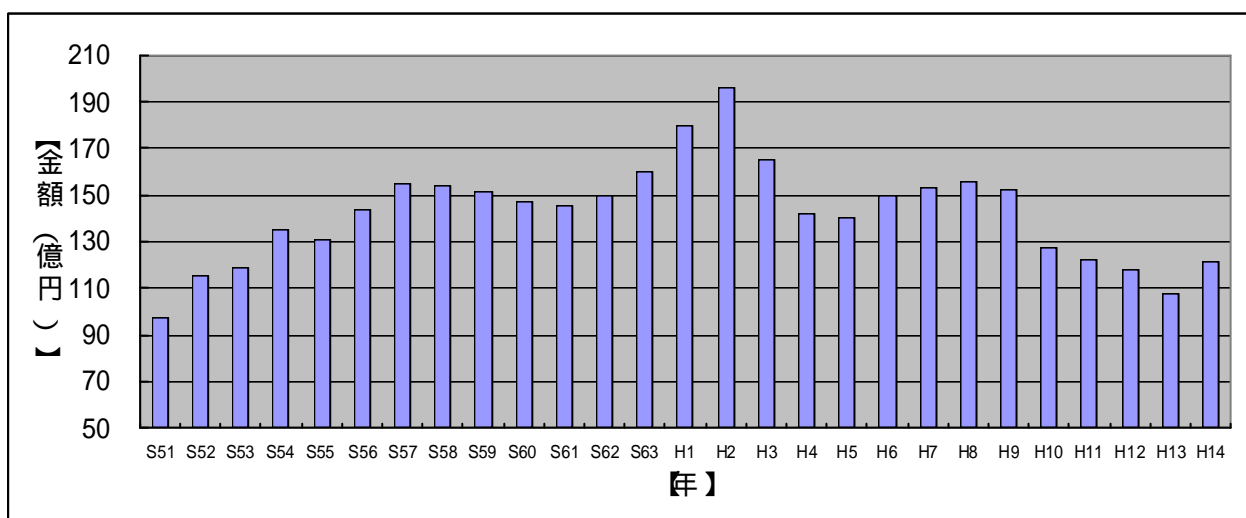
#### (1)市場内業者の状況

	卸売業者(注)	せり人	仲卸業者	売買参加者
業者数(人)	1	13		176

(注)卸売会社:福岡食肉市場株式会社

臨海市場では仲卸業者が存在しないのが特徴的である。

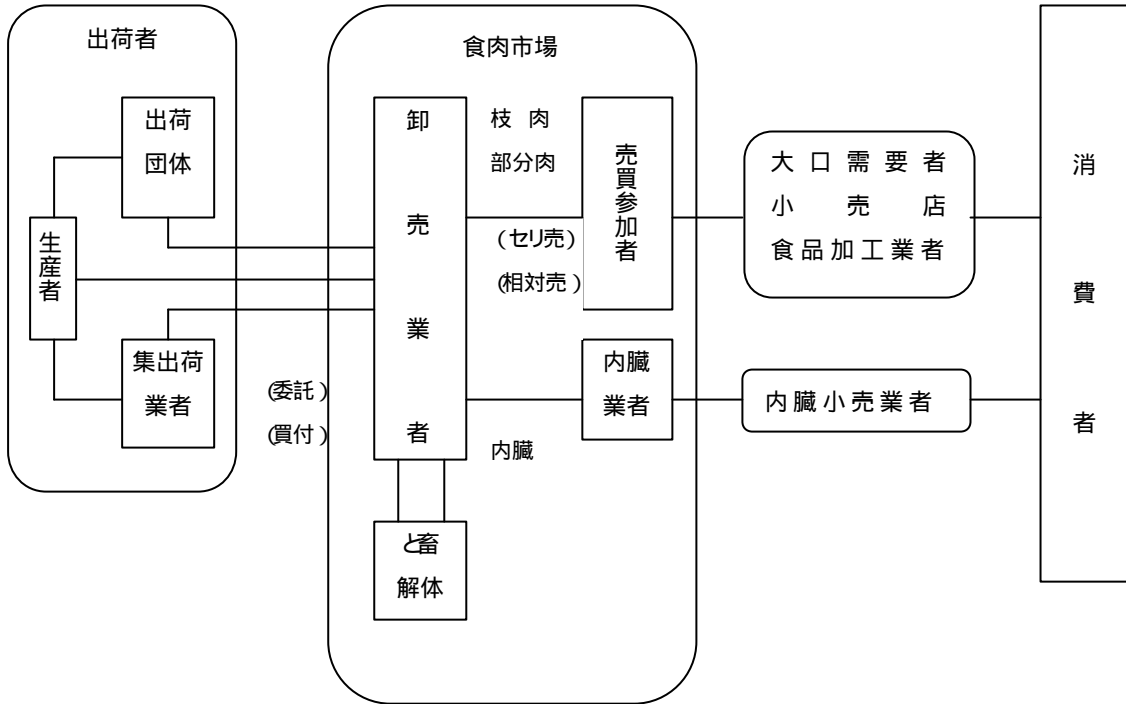
#### (2)市場取引金額の推移



#### (3)市場施設の概要

1.敷地面積	42,305 m <sup>2</sup>	
2.建築面積	14,511 m <sup>2</sup>	
3.延床面積	20,323 m <sup>2</sup>	
4.けい留能力	牛 200 頭 / 日	豚 600 頭 / 日
5.解体能力	牛 120 頭 / 日	豚 450 頭 / 日

(4)臨海市場での食肉取引の流れ



## (5)臨海市場特別会計の推移

## 【歳入】

(単位：千円)

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度 予算
	旧 食肉市場			現 臨海市場			
食肉市場収入							
事業収入	97,769	90,132	90,566	92,221	88,741	92,999	104,717
使用料及び 手数料	39	39	39	60	60	60	60
国庫補助金	-	1,034,571	2,035,601	-	-	-	-
財産収入	384,294	-	-	812,090	2,341	4,884	339,300
諸収入(注1)	(662,639)	(391,533)	(375,533)	(222,519)	(284,511)	(284,505)	(656,033)
	689,569	427,621	480,459	425,094	301,921	285,951	657,611
市債	2,616,000	3,765,000	5,629,000	-	-	-	-
と畜場収入							
事業収入	120,569	113,333	111,731	-	-	-	-
使用料及び 手数料	228	230	224	-	-	-	-
国庫補助金	-	-	-	-	3,980	882	-
諸収入(注2)	1,289	1,376	753	180,297	190,410	201,776	196,755
繰入金	641,580	668,520	685,220	863,030	459,900	472,050	316,420
前年度繰越金	11	15	1,985	11	7	10	-
歳入合計	4,551,351	6,100,840	9,035,580	2,372,805	1,047,362	1,058,615	1,614,865

(注1)食肉市場収入のうち諸収入上段の( )は市場金融資金に係る預託金元利収入(内数)を示す。

(注2)主に卸売会社から徴収する水道光熱費等を示す。

【歳出】

(単位：千円)

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度 予算
	旧 食肉市場			現 臨海市場			
食肉市場費							
総務管理費(注 1)	(345,164)	(357,105)	(347,107)	(132,664)	(84,101)	(92,175)	(112,952)
建設費	1,007,664	748,605	722,607	355,164	368,601	376,675	768,952
と畜場費							
総務管理費(注 2)	3,065,039	4,803,663	7,720,436	418,183	-	-	-
	(349,563)	(375,543)	(357,292)	(259,708)	(244,360)	(236,281)	(234,540)
	350,852	376,919	358,045	440,005	434,771	438,058	431,295
公債費	127,780	169,666	234,479	1,159,444	243,979	243,881	414,568
次年度繰越金(注 3)	15	1,985	11	7	10	-	50
歳出合計	4,551,351	6,100,840	9,035,580	2,372,805	1,047,362	1,058,615	1,614,865

(注 1)食肉市場費のうち総務管理費上段の( )は市場金融資金に係る貸付金支出を除いた金額を示す。

(注 2)と畜場費のうち総務管理費上段の( )はと畜場収入のうち諸収入をマイナスしたネットの総務管理費を示し、そのうち平成 12 年度以降はと畜事業補助金 220 百万円が含まれている。

(注 3)平成 15 年度予算の次年度繰越金は予備費を示す。

【平成 9 年度～平成 11 年度の推移】

建設費は主に臨海市場建設のための支出であり、その資金調達が国庫補助金収入及び市債発行収入によりなされている。

【平成 12 年度～平成 14 年度の推移】

臨海市場特別会計の収支構造が平成 12 年の臨海市場の移転開場及びそれに伴う公設民営化方式の採用によって一変している(5-2.臨海市場における公設民営化方式の採用参照)。と畜場部門の事業収入はと畜場運営を担当する卸売会社に直接帰属することにより、福岡市の収入はゼロとなっている。食肉市場部門及びと畜場部門の運営を卸売会社が行うため、福岡市側の人件費等が大幅に抑制され総務管理費支出が減少している。なお、と畜場部門の諸収入は卸売会社が負担すべき臨海市場の水道光熱費相当分であり、総務管理費支出のマイナスとして捉えることができるものである。と畜場の総務管理費支出と諸収入のネット金額は、歳出推移の中で( )で示しており、このうち 220 百万円がと畜事業補助金である。

臨海市場開設に際して発行した市債 120 億円の元金償還は平成 14 年度までは行われておらず、平成 17 年度頃から元金償還が本格化する見込みである。

【平成 15 年度予算】

食肉市場の諸収入及び総務管理費支出の予算は平成 14 年度までの実績推移と比較して金額が大きくなっている。これは市場金融資金枠が過去の実績よりも多額に予算設定されているためである。食肉市場収入のうち諸収入及び食肉市場費のうち総務管理費に含まれる当該金融資金関係の収支(預託金元利収入及び貸付金支出)については、歳入歳出推移の中で( )で示している。

#### 4.市場使用料の状況

市場(施設)使用料については、と畜場部分は全額無料、事務室部分については、規則に基づく額を全額徴収、市場部分については、卸売業者による管理運営を前提に平成12年度から3カ年は全額免除、平成15年度から2カ年は半額減額、平成17年からは全額徴収することとなっている。

市場(施設)使用料の決定にあたっては、平成10年度に市及び卸売会社により策定した「臨海市場活性化計画」による取扱見込額の増加を前提に組み立て、最終的には平成16年度において平成7年度当時の取扱高153億円を目標にしている。

臨海市場開設時に想定した市場使用料の徴収スケジュールは以下のとおりである。

	10年度 (旧市場)	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度～
市場施設使用料	40,300千円	全額免除			21,999千円	43,997千円	
事務室等	24,700千円	52,000千円			52,000千円	52,000千円	
小計	65,000千円	52,000千円			74,000千円	96,000千円	
取扱目標	-	136億円	140億円	148億円	149億円	153億円	
実績	124億円	118億円	108億円	121億円			
売上高割	37,000千円	35,000千円	32,000千円	36,546千円			

## 5.臨海市場における公設民営化

### 5-1.公設民営化とは

公設民営化方式は、公共部門が整備・所有している施設の管理、運営を民間部門が実施する公共・民間の共同事業方式である。

公的事業の効率化のために、公共サービスの民間部門への業務委託（アウトソーシング）が行われてきた。業務委託の場合、あらかじめ公共部門によって業務内容が詳細に設計されており、民間部門は、その設計に従って業務を遂行して公共部門から委託料を受け取る。しかし、この場合、公共部門の委託業務の設計内容に不効率な点があっても、民間部門では指示どおりの業務を行うことになり、その点で民間の創意工夫が必ずしも十分に生かされていると言えない。

一方、公設民営化方式においては、公共部門は施設を提供し、提供されるサービス内容の概要を決め、施設使用料等を民間部門から受け取る。民間部門は事業遂行主体となり、サービスの提供による受益者からの収入を受け取るとともに事業コストも民間部門が負担する。したがって、民間部門は、利益を出すために、創意工夫を発揮することによってよりよいサービスをより少ないコストで提供するように努力する。民間部門の創意工夫の発揮によって、公的事業の効率化に結びつくという点に業務委託から一歩進んだ公設民営化方式の利点がある。

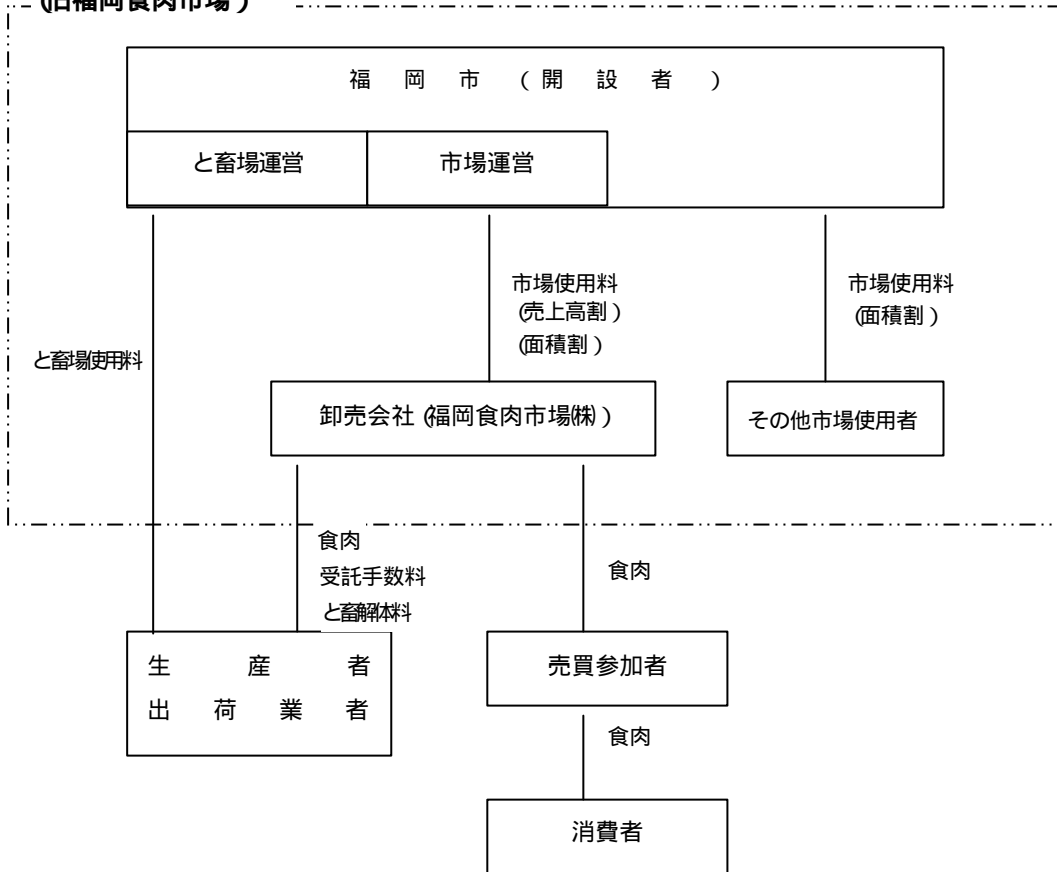
しかし公設民営化方式では、受益者からのサービス対価収入のみで必要な事業コストを回収できない場合が多い。そこで公共部門が、事業を遂行する民間部門に対して公益性の範囲内で助成を行う必要が生じる。この助成について公共部門は公設民営化方式の利点を減殺しないようにしなければならない。助成により民間部門の利益が確保され、創意工夫を発揮しなくなれば、公設民営化方式はその利点を失い、業務内容を事細かに設計した業務委託方式とそれほど変わらない効果しか得られない結果となるからである。そのため助成を行う公共部門は、助成に対して毅然とした契約関係を構築する必要がある。

### 5-2.臨海市場における公設民営化方式の採用

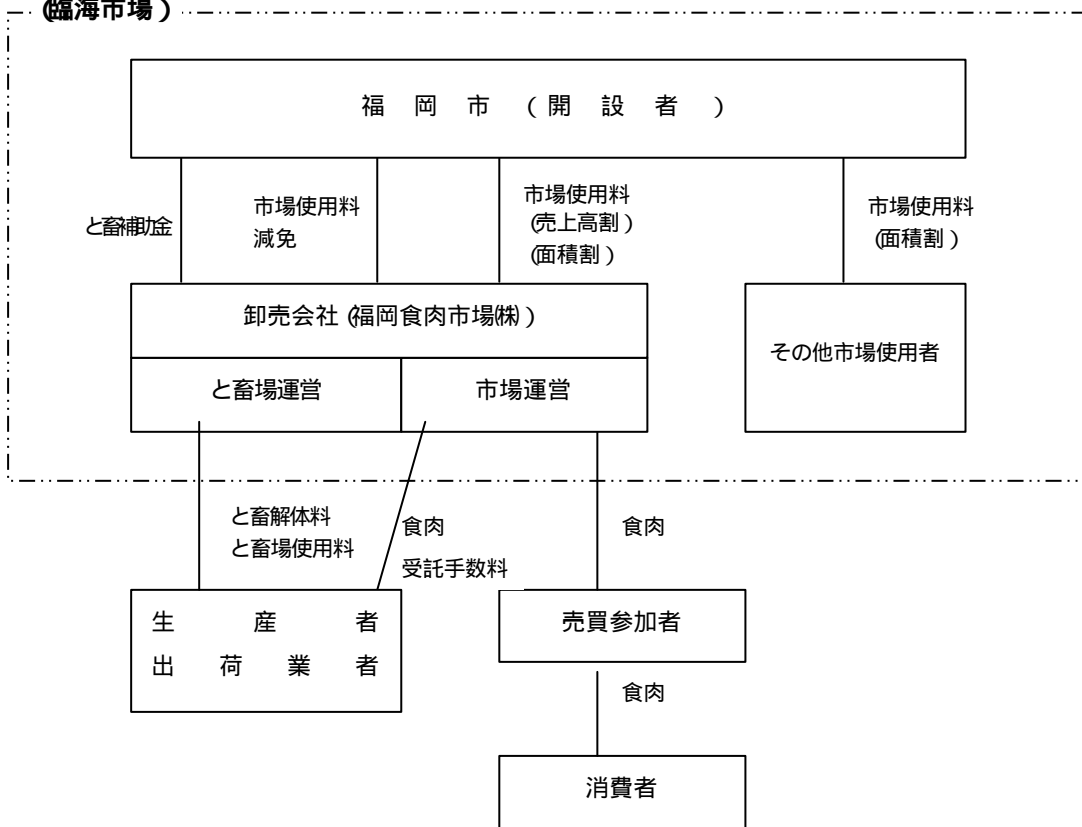
臨海市場では平成12年の移転新設の際に、従来市営であった市場部門及びと畜場部門の運営主体を卸売会社である福岡食肉市場株式会社に移行した。かねてより採算であった市場部門及びと畜場部門を民営とすることにより、臨海市場特別会計の収支赤字を改善することが主目的である。次頁に市営であった旧福岡食肉市場と、現在の公設民営化方式の臨海市場の事業構造をそれぞれ対比的に示す。



(旧福岡食肉市場)



(臨海市場)



臨海市場の市場部門及びと畜事業部門の運営主体が福岡市から卸売会社に移行したことにより、事業収入及び事業コストの帰属主体が大きく変化した。それまで福岡市が徴収していたと畜場使用料は卸売会社の収入となり、代わりに施設の維持管理及び運営に関するコストは福岡市の負担から卸売会社の負担となった。

新たに帰属する収入のみでは、卸売会社は新たに負担するコストを回収することができない。そこで福岡市はと畜場が安全な食肉の安定供給という公益性を発揮するとして、と畜補助金年額 220,000 千円を卸売会社に交付することとした。また、公設民営化方式を採用するにあたり、卸売会社の経営体質強化を早期に図ることを側面から支援するため、市場使用料年額 41,880 千円を市長判断により減免した。このうち市長判断による減免措置が、前述した公設民営化の効果を減殺しない毅然とした契約関係となっているかどうかについて、3.市場使用料の市長減免についての項で詳述する。

## 6.臨海市場の特性

### 6-1.中央卸売市場が一般的に果たすべき機能

臨海市場は食肉を取り扱う中央卸売市場である。中央卸売市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることを目的に設置され、この目的を達成するために一般的に以下の機能を果たしている。

集荷・分荷機能	品揃え機能	全国の産地より安全かつ新鮮でおいしい生鮮食料品等を集荷し、十分な品揃えを行う。
	需給調整機能	産地からの出荷情報および小売業者からの注文情報を的確に把握し、需給調整を行いながら、適切な集荷・分荷を行う。
	物流機能	集荷および分荷の迅速な運用により、新鮮な生鮮食料品等を安定した価格で消費者へ供する。
価格形成機能	公正な取引結果に基づく建値を形成、公開することにより市場全体(市場内、市場外を含む)における価格の安定化を図る。	
代金決済機能	迅速かつ確実な代金決済を実現する。	
情報受発信機能	付加価値情報の創出、発信による、農業および生鮮品流通業の活性化・発展に寄与する。	

### 6-2.検討の視点

上記の中央卸売市場が一般的に果たすべき機能のうち、特に集荷・分荷機能及び価格形成機能について以下の視点により検討することで、臨海市場の特性を明らかにする。

第一に集荷・分荷機能の視点からは、臨海市場建設の際に作成された「新食肉市場整備基本構想」(平成5年度福岡市中央卸売市場食肉市場作成)における旧食肉市場の課題としての指摘が、現在どのような状況であるかを検討することによって、臨海市場の特性を明らかにする。

第二に価格形成機能の視点からは、臨海市場で形成される建値を東京食肉市場を参考にしながら検討することによって、臨海市場の特性を明らかにする。

### 6-3. 臨海市場の集荷機能における特性

#### 【新食肉市場整備基本構想】での指摘

福岡食肉市場の集荷面での問題点は、大きく取扱数量の減少と品揃えの不十分さといった問題に分けられる。豚を中心に昭和63年前後から、取扱数量は減少傾向が見られるが、これは産地の遠隔化が進展し、福岡を中心に周辺都市圏での飼育頭数が減少していることによるところが大きい。さらに、こうした動きの中で産地が大型化して産地の出荷力が向上したことにより、鹿児島、宮崎、熊本などの主要産地では東京や大阪などの大きな購買力を持った大市場への上場が増加してきているものと考えられる。その結果、高級和牛などの集荷は少なく、また、部分肉流通への対応も拡大傾向にあるものの現状では依然不足していることから、品揃えといった面でも魅力が低くなっている。

#### 【現状の検討結果】

以下の表は平成4年度(旧食肉市場)と平成13年度及び平成14年度(現臨海市場)における各県別の出荷頭数とその中に占める臨海市場(旧食肉市場)でのと畜頭数を示したものである。

【福岡食肉市場と畜頭数と県別出荷頭数：豚】

		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	山口	その他	合計
平成4年度	と畜頭数	63,144	31,261	3,209	4,209	8,734	-	-	6,495	24	117,076
	出荷頭数	165,704	157,524	468,160	556,283	270,578	1,358,756	2,233,749	76,201	-	5,286,955
	と畜率	38.1%	19.8%	0.7%	0.8%	3.2%	0.0%	0.0%	8.5%	-	2.2%
平成13年度	と畜頭数	17,305	15,679	1,267	3,039	17,481	203	-	19,166	4	74,144
	出荷頭数	141,910	129,320	334,973	527,904	207,806	1,387,237	2,001,974	54,423	-	4,785,547
	と畜率	12.2%	12.1%	0.4%	0.6%	8.4%	0.0%	0.0%	35.2%	0.0%	1.5%
平成14年度	と畜頭数	17,694	12,546	2,858	2,638	23,973	-	-	24,642	-	84,351
	出荷頭数	143,555	126,855	322,604	518,570	203,322	1,362,223	1,933,884	54,148	-	4,665,161
	と畜率	12.3%	9.9%	0.9%	0.5%	11.8%	0.0%	0.0%	45.5%	0.0%	1.8%

【福岡食肉市場と畜頭数と県別出荷頭数：成牛】

		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	山口	その他	合計
平成4年度	と畜頭数	4,971	1,358	931	1,558	274	551	110	344	64	10,161
	出荷頭数	27,490	27,818	34,676	70,184	23,149	62,884	82,379	15,708	-	344,288
	と畜率	18.1%	4.9%	2.7%	2.2%	1.2%	0.0%	0.1%	2.2%	-	3.0%
平成13年度	と畜頭数	4,296	1,624	1,935	2,025	669	337	510	469	299	12,164
	出荷頭数	22,787	26,345	29,112	61,749	15,414	70,772	90,157	12,017	-	328,353
	と畜率	18.9%	6.2%	6.6%	3.3%	4.3%	0.5%	0.6%	3.9%	0.0%	3.7%
平成14年度	と畜頭数	4,740	2,473	1,795	3,021	1,319	394	1,287	580	116	15,725
	出荷頭数	22,856	32,310	32,306	74,715	19,076	85,972	104,381	11,391	-	383,007
	と畜率	20.7%	7.7%	5.6%	4.0%	6.9%	0.5%	1.2%	5.1%	0.0%	4.1%

九州及び山口の各県産の出荷頭数に対すると畜頭数の割合であると畜率は、豚が、平成4年度において2.2%であったものが、平成13年度においては1.5%、平成14年度においては1.8%であり、減少しており、また、成牛は、平成4年度3.0%であったものが、平成13年度が3.7%、平成14年度が4.1%、と増加しているものの、平成4年当時の旧食肉市場と現臨海市場に移行したあとのと畜率を比較しても大きな改善は認められない。

臨海市場の発展形態は、生産地に隣接する市場として発展してきたというよりも、福岡市近郊の都市化とともに流通型の市場として発展してきたものである。食肉の生産者にとっては、市場までの輸送コストがいくらかかるのかが出荷先市場を選択する際のひとつの選択基準となる。したがって、臨海市場を利用する生産者は、なるべく福岡近郊にあることが有利である。しかし、福岡県の豚、牛の出荷頭数は、平成4年に比べ減少傾向であり、また近県である山口県も減少傾向である。佐賀県については豚は減少傾向にあるが、牛は、平成14年度について増加している。臨海市場は、福岡県及び近県での牛豚の生産量が総じて増加していないこと、また畜産農家が今後増加していくとは考えられないこと、さらに卸売市場外流通の要である農協系統の産地食肉センターとの食肉流通市場における競争のもとで、構造的に、遠隔地の生産者を開拓していかざるを得ない厳しい状況となっている。そのためには、生産者にとって輸送コストを上回るベネフィットを臨海市場が提供することが必要となる。巨費を投じて臨海市場を整備した以上、福岡市、卸売会社が一体となって、臨海市場を利用する生産者の増加策を検討すべきである。

#### 6-4. 臨海市場の分荷機能における特性

##### 【新食肉市場整備基本構想】における指摘

売買参加者の利用状況を見ると、大きく次の2つの問題点が見られる。まず第一に、登録売買参加者数が150人と全国平均(約230人)より少ないということ。第二に、大規模売買参加者の利用率シェアが拡大している反面、逆に小規模売買参加者の利用率が低下しているということである。後者については、小規模業者では枝肉での購入が難しくなっており、その結果市場離れを起こしているものと考えられる。また、売買参加者のニーズへの対応について見ると、アンケート結果からもわかるように、規模、業種によって市場に求める機能、市場選定基準が異なっているが、福岡食肉市場としてはこれらのニーズに対してきめ細かなサービスを現段階で提供できていないという状況にある。

##### 【現状の検討結果】

以下の表は平成4年度(旧食肉市場)と平成14年度(現臨海市場)における年間市場取引高別の売買参加者数を示したものである。なお、下表の未利用者数とは登録のみ行き、まったく市場取引のなかった売買参加者数である。

(単位:人%)

年間市場取引高	平成4年度(旧市場)		平成14年度(現市場)	
	業者数	構成比	業者数	構成比
1億円以上	29	19.1	29	16.5
3千万円以上1億円未満	26	17.1	24	13.6
1千万円以上3千万円未満	29	19.1	33	18.8
1千万円未満	31	20.4	45	25.6
市場利用者数 計	115	75.7	131	74.4
未利用者数	37	24.3	45	25.6
登録業者数 計	152	100.0	176	100.0

平成5年度に「新食肉市場整備基本構想」で指摘された課題は第一に登録売買参加者数が少ないこと、第二に小規模売買参加者の利用率が低下していることである。

まず登録売買参加者数について、平成14年度の登録業者数は上の表に示すとおり176人である。平成4年度より24人増加してはいるが、平成5年度に目標とされた全国平均230人という数値と比較してもまだ低水準である。また市場利用率(市場利用者数÷登録業者数)についても、平成14年は74.4%となっており、臨海市場に移行した現在も平成4年度の75.7%とほぼ同一の水準にとどまっている。

一方、小規模売買参加者(年間市場取引高1千万円未満の売買参加者)の利用率は、平成4年度20.4%から平成14年度25.6%に増加している。現臨海市場に移行して食肉の部分肉加工施設等が整備されたことにより、小規模売買参加者が利用しやすい状況となっていると考えられる。

構造的に捉えれば、臨海市場への豚、牛の出荷量の傾向は、福岡近郊の生産者の豚、牛の生産量が増加していないこと、農協系の市場外流通が増大していることなどから、厳しい状況にあり、平成4年当時から大幅な増加は見られない結果、臨海市場に食肉が多く集まり、新規に売買参加者がそこでの取引に参加しようとするインパクトを与えるものがなく、売買参加者の大幅な増加はみられない。

巨費を投じて臨海市場を整備した以上、福岡市、卸売会社が一体となって、臨海市場を利用する売買参加者の増加策を検討すべきである。

#### 6-5. 臨海市場の価格形成機能における特性

価格形成機能における「公正な建値」は、集荷機能における十分な品揃えと分荷機能における十分な市場参加者（需要者及び供給者）を前提として、公正な取引が行われてはじめて形成されるものである。形成された「公正な建値」は市場内、市場外を問わず広く取引の価格指標となる。

東京食肉市場は平成12年度取扱高95,237百万円（参考：平成12年度臨海市場取扱高11,871百万円）の巨大市場であり、そのような条件をもっとも充足していると考えられる。さらにインターネットや新聞等のメディアの発達で、東京食肉市場で形成された建値が全国で参照できる環境が整ってきている。

次頁の表は、平成15年9月1日～5日における臨海市場で形成された建値の一覧である。参考として同日に東京食肉市場で形成された建値を併記している。品種として国産牛のうち和種(牝)及び交雑種(牝)、豚を抽出している。価格が「-」となっている部分は建値が形成されなかった部分である。

【国産牛のうち和種(牝)及び交雑種(牝)における建値比較】

和種 牝		5	4	3	2	1	交雑種 牝		5	4	3	2	1
H15.9.1	臨海市場 A	-	-	-	-	-	H15.9.1	臨海市場 A	1,973	-	1,252	-	-
	臨海市場 B	-	-	-	-	-		臨海市場 B	-	1,623	1,268	1,044	-
	臨海市場 C	-	-	-	-	-		臨海市場 C	-	-	1,071	996	-
H15.9.2	東京市場 A	3,515	2,161	1,813	1,270	-	H15.9.2	東京市場 A	-	1,598	1,331	-	-
	東京市場 B	-	1,792	1,625	1,402	-		東京市場 B	-	1,552	1,220	924	-
	東京市場 C	-	-	-	-	-		東京市場 C	-	-	-	727	-
H15.9.3	臨海市場 A	2,076	1,928	1,714	-	-	H15.9.3	臨海市場 A	-	-	-	-	-
	臨海市場 B	-	-	1,622	990	-		臨海市場 B	-	-	-	735	-
	臨海市場 C	-	-	-	-	351		臨海市場 C	-	-	1,306	-	346
H15.9.4	東京市場 A	2,672	1,987	1,733	1,487	-	H15.9.4	東京市場 A	-	1,620	1,280	-	-
	東京市場 B	-	-	1,680	1,488	-		東京市場 B	-	1,675	1,248	879	-
	東京市場 C	-	-	-	-	-		東京市場 C	-	-	-	897	-
H15.9.5	臨海市場 A	-	-	1,370	-	-	H15.9.5	臨海市場 A	-	-	-	-	-
	臨海市場 B	-	-	-	845	-		臨海市場 B	-	-	-	-	-
	臨海市場 C	-	-	-	-	697		臨海市場 C	-	-	-	-	1,030
H15.9.6	東京市場 A	2,492	2,076	1,792	1,601	-	H15.9.6	東京市場 A	-	1,713	-	1,070	-
	東京市場 B	-	1,941	1,747	1,406	697		東京市場 B	-	1,681	1,252	957	-
	東京市場 C	-	-	-	840	-		東京市場 C	-	-	-	638	-
H15.9.7	臨海市場 A	-	-	1,753	1,540	-	H15.9.7	臨海市場 A	-	-	-	-	-
	臨海市場 B	-	1,857	1,526	714	-		臨海市場 B	-	-	1,369	1,067	-
	臨海市場 C	-	-	-	-	-		臨海市場 C	-	-	-	973	-
H15.9.8	東京市場 A	2,587	1,983	1,691	1,500	-	H15.9.8	東京市場 A	-	1,698	1,370	890	-
	東京市場 B	-	2,135	1,546	1,440	-		東京市場 B	1,983	1,545	1,203	948	-
	東京市場 C	-	-	-	1,295	-		東京市場 C	-	-	-	-	-
H15.9.9	臨海市場 A	-	1,910	1,710	-	-	H15.9.9	臨海市場 A	-	-	-	-	-
	臨海市場 B	-	-	-	-	-		臨海市場 B	-	-	1,303	1,052	-
	臨海市場 C	-	-	-	-	316		臨海市場 C	-	-	-	-	-
H15.9.10	東京市場 A	2,641	1,991	1,708	1,493	-	H15.9.10	東京市場 A	-	1,594	-	1,105	-
	東京市場 B	-	1,942	1,602	-	-		東京市場 B	-	-	1,289	904	-
	東京市場 C	-	-	-	-	-		東京市場 C	-	-	-	-	-

和種 食肉専用種 交雑種 食肉専用種と乳用種の交配

枝肉1kgあたり加重平均単価 単位：円

東京食肉市場における建値は生体のものを採用。

成牛の等級は肉質等級(5～1の5段階)及び歩留等級(A～Cの3段階)より構成される。

【豚における建値比較】

		極上	上	中	並	等外
H15.9.1	臨海市場	-	384	355	291	167
	東京市場	432	361	297	254	199
H15.9.2	臨海市場	-	379	348	291	182
	東京市場	-	388	328	292	213
H15.9.3	臨海市場	-	383	352	280	187
	東京市場	-	391	339	295	215
H15.9.4	臨海市場	401	382	350	287	181
	東京市場	-	383	336	306	204
H15.9.5	臨海市場	-	419	372	304	174
	東京市場	-	412	365	345	250

枝肉1kgあたり加重平均単価 単位：円

東京食肉市場における建値は生体のものを採用。

豚の等級は極上～等外の5段階から構成される。

前頁の表より以下のことが指摘される。

第一に和種(牝)については東京食肉市場では安定的に等級の高い枝肉の価格形成を行っているのに対し、臨海市場ではまばらである。東京食肉市場との購買力の差がうかがえるが、市場取引の背景とする消費地の人口等の差からやむをえない。

第二に交雑種(牝)についても和種(牝)と同様、東京食肉市場と比較して建値の形成されていない等級が多い。

第三に豚については東京食肉市場と比較して遜色ない価格形成が行われている。また各等級に対してほぼ網羅的に価格形成がなされていることから、価格形成機能として問題はないと考えられる。

#### 6-6. 臨海市場における特性 (まとめ)

全国的な趨勢として食肉の市場経由率が非常に低い水準にあるなか、臨海市場でも集荷機能面において、市場外流通及び大消費地の市場との競合の結果、集荷先が特定地域に偏在しており、取扱高が少なく、十分な品揃えができない状況にある。

分荷機能面において小規模売買参加者の利用促進は進んだものの、全体としての売買参加者数が十分確保されているとはいえない。また売買参加者のうち25%は市場を利用していない状況にある。

また価格形成機能面において、集荷機能面で指摘した品揃機能の不十分さもあって、建値形成できない品種・等級の食肉が存在している状況にある。十分な購買力をもった売買参加者の市場利用が進んでいないため、特に高級和牛(ブランド牛含む)の価格形成機能が弱くなっている。

臨海市場では中央卸売市場として求められる集荷・分荷機能及び価格形成機能において、以上のような特性が認められる。臨海市場はこれらの機能改善に積極的に取り組む必要がある。



## 実施した監査手続及び監査結果

### 1.市場使用料の金額設定について

条例に定める市場使用料の金額設定の妥当性を検討した。

#### (1)市場使用料算定例について

一般に中央卸売市場事業における開設者(自治体)は、公益性の観点から開設者が負担すべきコストを除き、卸売業者及びその他の市場使用者(受益者)から適正な市場使用料を徴収してコスト回収を図らなければならない。市場使用料によって回収されるべきコストの範囲は「市場使用料について市場使用料算定式及び算定例(以下、「市場使用料算定例」という)。(昭和48年9月農林省食品流通局市場課)に以下のように定めている。

#### 「市場使用料によってまかなうべき経費」

市場使用料によってまかなうべき経費は、原則として、償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代とする。ただし、その性質上市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費及び卸売市場の性質上能率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費は控除する。

これによれば市場使用料算定時において「市場使用料によってまかなうべき経費」とされた金額は原則として市場使用料として施設利用者から徴収しなければならない。

#### (2)臨海市場での市場使用料算定例に基づく使用料算定の妥当性の検討

臨海市場における市場使用料の金額設定が、この「市場使用料算定例」に基づき算定されているかについて検討した。

臨海市場は平成12年に総事業費15,095百万円(市場整備費8,749百万円、用地費6,345百万円)で移転新設された。臨海市場においても「市場使用料算定例」に基づき「市場使用料によってまかなうべき経費」を算定し、施設利用者から徴収される市場使用料を定めている。その具体的な算定方法は以下のとおりである。

## 償却基礎額の算定

(単位：千円)

施設	費目	市場整備費	起債利子	合計 <b>A</b>	国庫補助金	起債元金	起債利子	残存価額	控除計 <b>B</b>	償却基礎額
						50%	50%			$C = A - B$
市場設備		3,772,443	1,030,354	4,802,797	1,311,568	1,230,200	515,177	246,087	3,303,032	1,499,764
生産設備		3,849,731	1,037,432	4,887,163	1,371,915	1,238,650	518,715	247,782	3,377,062	1,510,099
管理棟事務室他		1,127,375	315,673	1,443,048	373,189	376,900	157,834	75,419	983,342	459,702
合計		8,749,549	2,383,459	11,133,008	3,056,672	2,845,750	1,191,726	569,288	7,663,436	3,469,565

市場整備費 8,749 百万円に起債利子額 2,383 百万円を加算した総コストは 11,133 百万円**A**となる。当該金額より「その性質上市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費」及び「卸売市場の性質上能率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を控除する。これら控除金額合計を公的部門が負担する。具体的には国庫補助金 3,056 百万円、地方公営企業繰出金の趣旨にしたがって算定した起債元金の 50%である 2,845 百万円及び起債利子の 50%である 1,191 百万円並びに残存価額の 569 百万円が該当する。これら控除額合計 7,663 百万円 **B**を控除することで償却基礎額 3,469 百万円**C**を算定する。この結果、総コストの 68.8%が、公的部門の負担となり施設利用者から料金として徴収されるのは、総コストの 31.2%である。

## 償却費の算定

(単位：千円)

施設	費目	償却基礎額	平均耐用	償却費
		<b>C</b>	年数(注)	<b>D</b>
市場設備		1,499,764	23.7	63,290
生産設備		1,510,099	22.0	68,710
管理棟事務室他		459,702	25.1	18,424
合計		3,469,565	-	150,424

(注)平均耐用年数は各施設費目ごとの建物部分、施設部分の取得価額に応じた加重平均により算定している。一括発注方式により、耐用年数については細分化できないため、耐用年数は建物部分45年、設備部分15年で算定している。

償却基礎額 **C** に施設ごとの平均耐用年数に応じた償却率を乗じることで償却費(年額) **D** を算定している。

## 維持管理費の算定

(単位：千円)

施設	費目			維持管理費 合計 $\square$
	修繕費	管理事務費	損害保険料	
市場設備	45,269	59,444	132	104,845
生産設備	46,197	41,522	135	87,854
管理棟事務室他	13,228	29,568	39	42,835
合計	104,694	130,534	306	235,534

以下の費目の合計として維持管理費  $\square$  を算定する。

### (1) 修繕費

施設ごとの取得価額に修繕料率を乗じて算定する。修繕料率は公営住宅法施行令第4条によるものとし、駐車場施設は修繕費の対象から除外している。

### (2) 管理事務費

卸売会社による市場の自主管理を前提とした開設者の管理に必要な最小限の管理費を算定している。

### (3) 損害保険料

建物総合損害共済委託概要に基づいて算定している。

## 市場使用料(年額)によって回収すべき償却費及び維持管理費の算定

(単位：千円)

施設	償却費 $D$	維持管理費 $E$	まかなうべき	売上高割	面積割	年間に回収 すべき額 $R = P + C$
			経費合計 $F = D + E$	回収額 $P$	回収額 $Q$	
市場設備	63,290	104,845	168,135	84,068	84,067	168,135
生産設備	68,710	87,854	156,564	-	156,564	156,564
管理棟事務室他	18,424	42,835	61,259	-	61,259	61,259
合計	150,424	235,534	385,958	84,068	301,890	385,958

$F = R$

及び . で算定した償却費及び維持管理費を合計して「市場使用料によってまかなうべき経費」を算定している。「市場使用料によってまかなうべき経費」は福岡市が1年間に徴収すべき市場使用料の金額となる。市場使用料の回収方法には売上高割と面積割があることから、それぞれの方法での回収額が決定されている。売上高割使用料とは卸売会社の卸売金額に比例して徴収する市場使用料であり、卸売会社から徴収する。面積割使用料とは市場使用者の施設占有面積に比例して徴収する市場使用料であり、卸売会社及びその他の市場使用者から徴収する。

・売上高割使用料率の算定

(単位：千円)

施設	売上高割 回収額	年間売上 高見込額	使用料率 $T = P \div S$
	P	S	
市場設備	84,068	16,005,060	0.5%
生産設備	-	-	-
管理棟事務室他	-	-	-
合計	84,068	16,005,060	-

使用料率は小数点以下第一位未満切捨。

・で算定した売上高割回収額Pを卸売会社の年間売上高見込額Sで除して使用料率Tを決定する。福岡市は臨海市場開設前の平成12年1月に、この市場が軌道に乗る平成17年度から平成22年度の予定取扱高(卸売会社の売上高に近似する)の年間平均値を基準に使用料率を0.5%と算定している。

監査の結果、以下のとおり、条例に定める市場施設使用料及び生産施設使用料並びに卸売業者市場使用料は、「市場使用料算定例」に基づき算定されており問題となる事項はなかった。

種類	単位	条例(円)	年間換算(円)
市場施設使用料	1月施設一式	7,005,000	84,060,000
生産施設使用料	1月施設一式	13,047,000	156,564,000
卸売業者市場使用料		卸売金額の0.5%	

## 2.市場使用料の規則による設定額について

市場使用料の規則による設定額の妥当性を検討した。

市場使用料は、福岡市中央卸売市場業務条例(以下、条例という)第 78 条第 1 項で、条例に規定する金額の範囲内で福岡市中央卸売市場業務条例施行規則(以下、規則という)において定めるとし、規則第 85 条で使用料の額が規定されている。

条例及び規則に定める使用料は以下のとおりである。

種類	単位	条例(円)	規則(円)
市場施設使用料	1月施設一式	7,005,000	3,490,000
生産施設使用料	1月施設一式	13,047,000	0

監査の結果、規則に定める市場施設使用料は、条例に定める金額より低い金額で決定されている。この措置は主に市場使用料負担者である卸売会社の負担能力を考慮した政策的理由によるものである。卸売会社の負担能力については、「5.卸売会社の市場使用料負担能力について」で詳述する。

生産施設使用料は規則により全額が減額されている。その理由は、生産施設とは、と畜場施設を意味し、この施設で実施されると畜業務は、本来市の実施する業務であること、また、と畜場事業は、「2.臨海市場の成立経緯」で記したとおり当該業務の効率化を図るために卸売会社に移管したが、と畜業務自体は不採算であり補助金により助成していることから、福岡市は、生産施設を卸売会社に無償貸与し、使用料を徴収しないこととした。

福岡市の臨海市場開設時の試算によれば、と畜場運営の収支赤字が約 2 億 9 千万円見込まれていた。仮にと畜場の経費をと畜の経営収入のみで賄おうとすれば、と畜頭数を平成 12 年度目標の 5.3 倍の頭数を確保することが必要だが、現実的ではないこと、また、と畜場使用料及びと畜解体料は生産者が負担するものであるが、この値上げにより収支均衡を図るためには、牛 1 頭あたり 6,670 円、豚 1 頭あたり 3,532 円の値上げとなり生産者への費用負担の増加を求めれば消費価格に跳ね返り、消費者の負担増加につながるとして、上限額を 220 百万円としてと畜場を管理運営する卸売会社に平成 12 年度開設以来 220 百万円の補助金を支出している。仮に福岡市が、生産施設(と畜場施設)の使用料を卸売会社から徴収しても、結局は、と畜場運営収支が悪化しその分補助金を増額せざるを得なくなる。と畜場収支の状況やと畜場の管理運営の経緯、補助金との関係から当該使用料の減免についてはやむを得ないものである。ただし、生産施設使用料について、規則決定額をなぜ 0 円としたのかについての理由を明示した書類がないことは改善すべきである。

### 3.市場使用料の市長減免について

市場使用料の減免理由の妥当性を検討した。

条例 79 条第 4 項では、市長が必要と認める場合、市場使用料を減免できるとされている。臨海市場においては、「業界による市場の自主管理」体制を確立しつつ、これを担う卸売会社の経営体質強化を早期に図ることを側面から支援する目的で当該措置が行われている。

平成 12 年度から平成 14 年度における市場使用料の条例設定額 (回収予定額) が、規則による減額及び市長減免の結果、卸売会社からの実際徴収額は以下のとおりとなっている。

【平成 12 年度】

(単位 :千円)

市場使用料	回収予定額 <input type="checkbox"/> Q	規則による減額	市長減免	実際徴収額
市場施設	84,067	42,187	41,880	
生産施設	156,564	156,564		
管理棟事務室他	61,259	4,651		56,608
施設全体	301,890	203,402	41,880	56,608

【平成 13 年度】

(単位 :千円)

市場使用料	回収予定額 <input type="checkbox"/> Q	規則による減額	市長減免	実際徴収額
市場施設	84,067	42,187	41,880	
生産施設	156,564	156,564		
管理棟事務室他	61,259	4,923		56,336
施設全体	301,890	203,674	41,880	56,336

【平成 14 年度】

(単位 :千円)

市場使用料	回収予定額 <input type="checkbox"/> Q	規則による減額	市長減免	実際徴収額
市場施設	84,067	42,187	41,880	
生産施設	156,564	156,564		
管理棟事務室他	61,259	4,805		56,454
施設全体	301,890	203,556	41,880	56,454

(注)規則による減額とは、条例に定める面積割使用料と規則に定める面積割使用料の差額を示す。

以上の減額が行われた結果、市場施設使用料は、平成 12 年度から平成 14 年度までまったく徴収されていない。

監査の結果、市長減免措置の起案書によれば、「市場施設」及び「生産施設」の両施設について、福岡市は臨海市場整備事業における課題の 1 つであった「業界による市場の自主管理自主運営」体制を構築するための方法として、施設が位置する本館棟（一部事務室を除く）と付属棟を一式で卸売会社に使用させることとした。またその使用料については、「業界による自主管理自主運営」体制を確立しつつ、卸売会社の経営体質強化を早期に図ることを側面から支援するため、一定期間軽減することで業界との協議を終えた。しかしこの軽減措置は、あくまで市場の活性化と経営の健全化を早期に推進するための方策であり、暫定的措置であるとして、規則に定める使用料を改正せず、毎年度の減免措置によることとした。

食の安全の観点から、21 世紀を見据えた最新衛生設備を備えた臨海市場が建設されたが、多額の建設費から計算される市場使用料を当時の卸売会社の経営体力では負担できないという問題が生じた。これに対し、当該減免措置は、卸売会社の経営体質強化のために 5 年間の軽減期間を設け、その間に新設備の強みによる市場取扱高の増加によって、卸売会社の経営基盤も強化され、施設使用料の負担が可能となるとの判断で行われている。食の安全が重視される中、最新の衛生設備を備えた臨海市場の必要性はあり政策的判断で 5 年間の減免措置をとっていることは止むを得ない。

しかし、臨海市場の取扱高は、目標取扱高を下回っており当初の目論見どおり卸売会社に市場使用料を負担させることができるのか懸念される状況となっている。予定どおり、市場使用料の増額を行うことができるかは、臨海市場の今後の取扱高の増加如何による。福岡市は、最新設備の有効活用のため卸売会社とともに市場活性化を図る具体的方策を検討する必要がある。

#### 4. 売上高使用料率について

売上高使用料（卸売業者市場使用料）率の規則による減率の妥当性を検討した。

売上高使用料の徴収額及び売上高使用料率の推移は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	予定金額 $\square$	平成 12 年度 実際徴収額	平成 13 年度 実際徴収額	平成 14 年度 実際徴収額
取扱高	16,005,060	11,871,281	10,801,578	12,182,000
使用料率	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%
徴収額	84,068	35,613	32,405	36,546

売上高割使用料率について規則 85 条に定める率は、条例 78 条第 1 項に定める率 0.5%より低い 0.3%で決定されている。

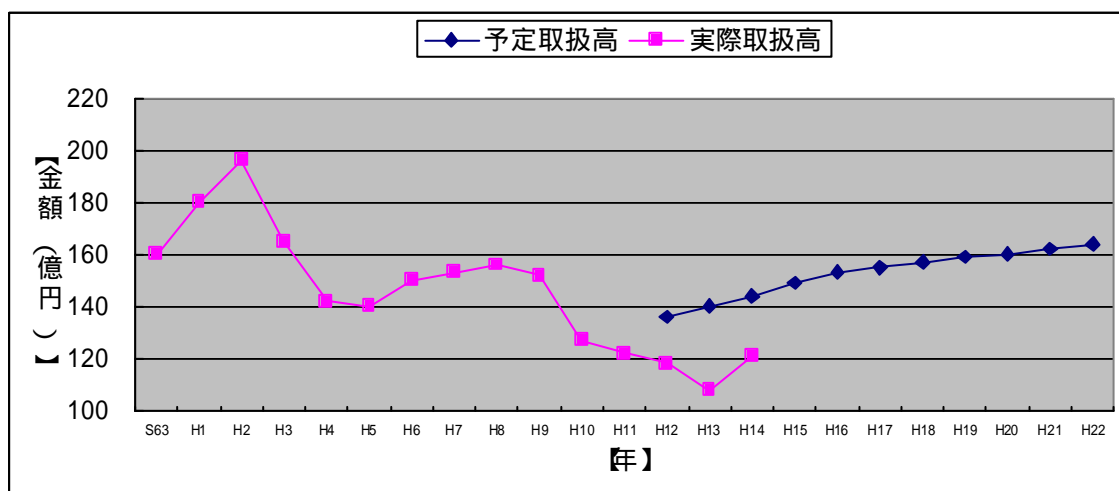
監査の結果、当該減率も市場使用料負担者である卸売会社の負担能力を考慮した政策的理由によるものである。また売上高割使用料は、卸売会社の市場取扱高(卸売金額)に料率を乗じた金額を徴収するため、実際の市場取扱高が予定された市場取扱高に満たなければ、徴収される使用料は減少し、福岡市は、回収予定額に比し回収不足となる。「1. 市場使用料の金額設定について . 売上高割使用料率の算定」に記載のとおり使用料率算定の基礎とされた市場取扱高が 160 億円と高い水準にあるため、期待された取扱高は達成されず、市場使用料は、回収予定額に比し徴収不足となっている。

臨海市場開設にあたり予定された取扱高は、140 億円から 160 億円に至る右肩上がりが見込まれていたがもはや現実的なものではない。仮に平成 12 年度から平成 14 年度の実績売上高平均 116 億円で算定した場合の使用料率は 0.7%となる。

0.5%から 0.3%の減率は、前述と同様、政策的理由から止むを得ないが、市場活性化を図る具体的方策を検討する必要がある。

福岡市が想定した予定取扱高と取扱高実績の推移を以下に示す。

#### 【過去の取扱高推移と予定取扱高】



実際取扱高は平成 2 年度の 196 億円をピークに減少し、平成 14 年度の取扱高は 119 億にまで減少している。



## 5.卸売会社の市場使用料負担能力について

これまで「市場使用料によってまかなうべき経費」に基づき本来徴収すべき金額を検討してきたが、算定された市場使用料を卸売会社に追加負担させた場合、卸売会社の損益がどのようなになるのかを検討した。

### 【徴収すべき使用料を追加負担した場合の卸売会社の経常損益試算】

(単位:千円)

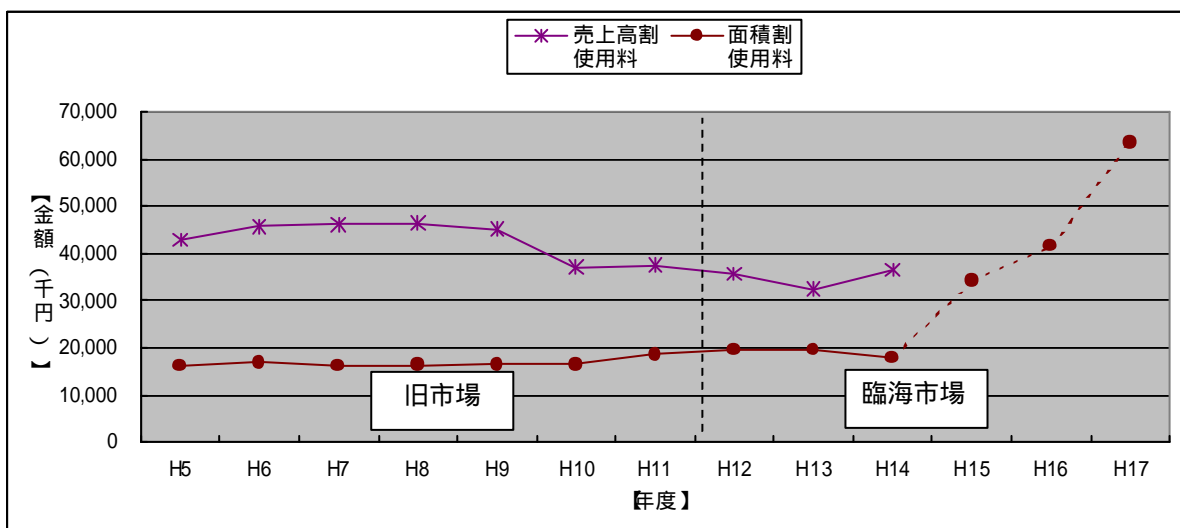
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
卸売会社経常利益	63,172	65,205	162,992
加算 実際使用料	55,165	51,956	56,097
減算 徴収すべき使用料	187,686	187,686	187,686
追加負担後経常損益	69,349	70,525	31,403

(注) 徴収すべき使用料」には、実際使用料のほか市場施設にかかる回収すべき使用料を含み、生産施設にかかる使用料は含まない。

監査の結果、卸売会社の追加負担後経常損益は平成 12 年度で 69 百万円、平成 13 年度で 70 百万円、平成 14 年度で 31 百万円となり、卸売会社は臨海市場開設当初から赤字経営となったこととなり、この点から卸売会社の負担能力はなかったと言える。福岡市は、この卸売会社の負担能力に配慮して、旧食肉市場とほぼ変わらない水準の市場使用料を臨海市場においても徴収することとした。以下に平成 5 年度から卸売会社が実際に支払ってきた市場使用料の推移を示す。これによれば面積割使用料の水準が現臨海市場に移行した平成 12 年度以降 3 年間はほとんど変わっていないことがわかる。なお、平成 15 年度以降は段階的に徴収しており平成 16 年度以降、面積割使用料は増加する見込みである。

売上高割使用料は基準となる市場取扱高(卸売金額)の多寡により増減しているが、使用料率が 0.3% であること自体は旧食肉市場の時と変わっていない。

### 【卸売会社が実際に負担した市場使用料の推移 波線は今後の予定】



## 6.負担金及び補助金について

以下の負担金及び補助金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

負担金、補助金の名称	交付の根拠となる法令・規約	交付の目的・趣旨	交付先団体	交付額
臨海市場と畜事業補助金	交付要綱	卸売会社が行うと畜事業に関し、高度衛生管理に基づく良質な食肉の生産基盤の確保、生産者や消費者の負担抑制等、と畜場の公益性を保つ。	福岡食肉市場(株)	220,000
臨海市場流通対策協議会負担金	規約	食肉流通機構の整備確立と肉畜の市場出荷基盤を確保し、もって市場機能を発揮する。	福岡市中央卸売市場臨海市場流通対策協議会	828
安定集荷対策事業補助金	要綱 規約	食肉出荷者に対する輸送経費の軽減等の対策を実施することにより、安定的・計画的集荷を確保し市場機能の充実と食肉の円滑な流通を促す。	福岡食肉市場産地育成等対策協議会	25,000

## 7.委託料について

以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
旧食肉市場用地分筆登記等業務委託	分筆登記業務	自平成 14 年 7 月 2 日 至平成 15 年 8 月 16 日	231	特命随契	(社)福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
臨海市場施設案内ビデオ(改訂版)制作等業務委託	施設案内ビデオ(改訂版)の企画・制作及びDVDリリース	自平成 14 年 12 月 12 日 至平成 15 年 3 月 15 日	1,900	特命随契	(株)西鉄エージェンシー
牛頭蓋破碎装置開発導入等業務委託	牛頭蓋破碎装置の設計・制作・改良・導入	自平成 14 年 12 月 13 日 至平成 15 年 2 月 14 日	2,646	特命随契	福岡市中央卸売市場臨海市場流通対策協議会

## 8.臨海市場金融資金について

### (1)臨海市場金融資金の概要

平成 14 年度の予算枠と融資限度額、融資利率及び償還期間

平成 14 年度における臨海市場金融資金の種類、予算枠、融資限度額、融資利率、償還期間は以下のとおりとなっている。

資金名		予算枠 (単位:千円)	融資限度額 (単位:千円)	融資利率 ( )は預託利率	償還期間
臨海市場金融資金	輸入肉買付金融資金	100,000	—————	0.93% (0.00%)	1年以内
	集荷基盤確保金融資金 (協調融資)	200,000	出荷予定頭数に1頭当たりの貸付基準額を乗じて得た額以内 (肉牛は10万円以内、肉豚は1万円以内)	0.93% (0.00%)	1年以内
	集荷基盤確保金融資金 (直接融資)	300,000	肉牛、肉豚の年間出荷予定頭数に係る販売予定価格の60%以内	0.00%	1年以内
	緊急対策資金	50,000	市長が定めた条件額	-	1年以内
	合計	650,000			

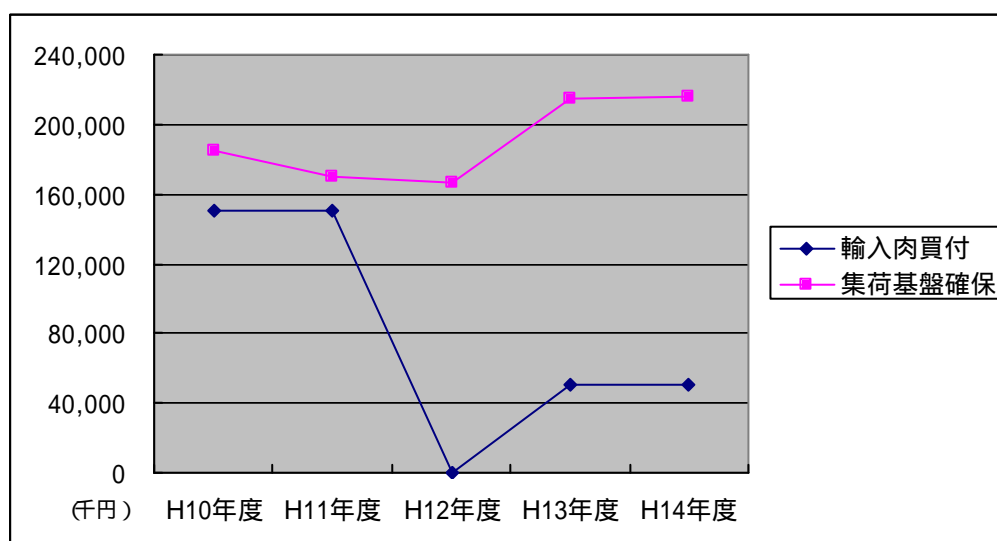
(注)緊急対策資金については、予算枠はとられたが、実際の利用はなかったため融資利率は決められていない。

過去5年間の融資件数と融資高の推移

資金名			H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
輸入肉買付	件数(件)		1	1	-	1	1
	金額(千円)		150,000	150,000	-	50,000	50,000
集荷基盤 金融機関協調融資	件数(件)		1	1	1	1	1
	金額(千円)		185,000	169,500	166,500	164,500	164,500
集荷基盤 直接融資	件数(件)		-	-	-	1	1
	金額(千円)		-	-	-	50,000	50,000
確保 計	件数(件)		1	1	1	1	1
	金額(千円)		185,000	169,500	166,500	214,500	214,500
合計	件数(件)		2	2	1	2	2
	金額(千円)		325,000	319,500	166,500	264,500	264,500

(注) 1. いずれも、融資期間が1年内であり、年度末には返済されているため年度末における融資残高はゼロとなっている。

2. 集荷基盤確保金融資金の金融機関協調融資は直接融資と同じ卸売業者になされているため、合計も1件となっている。



(2)実施した監査手続及び監査結果

各融資金の目的及び融資条件、融資方法の妥当性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

## 9.金融資金予算枠の未執行部分について

福岡市は平成13年度及び平成14年度に臨海市場において次の金融資金政策を執行している。

### 1)食肉部市場金融資金

中央卸売市場における取引代金の決済資金等を融資することにより、市場の確実な信用決済と取引の活発化を図り、市場の円滑な流通に資するものである。

### 2)輸入肉買付金金融資金

食肉市場における輸入肉の買付資金を融資することにより、輸入肉の建値形成並びに価格安定を維持し、市場の活性化に努めるものである。

### 3)集荷基盤確保預託金

食肉市場への肉牛、肉豚の出荷を条件に、生産者に生産資材の購入資金を融資することにより、主要産地の系列化を図り、集荷基盤を確保するものである。

### 4)緊急対策金融資金(平成14年度のみ)

BSEなど不測の事態による市場関係業者の経営基盤の悪化に対応するため、卸売業者に対し経営資金及び精算期間猶予に要する資金を融資することにより、市場関係業者の経営安定を図り、市民への食肉の安定供給に資するものである。

以上の金融資金の平成13年度及び平成14年度における予算額と執行額は次のとおりである。

金融資金名	平成13年度		平成14年度	
	予算額	執行額	予算額	執行額
食肉部市場金融資金	56,000千円	20,000千円	56,000千円	20,000千円
輸入肉買付金融資金	100,000	50,000	100,000	50,000
集荷基盤確保預託金	500,000	214,500	500,000	214,500
緊急対策金融資金	-	-	50,000	-

いずれの金融資金も執行額は予算額の半分程度にとどまっている。今後の融資執行見込額が伸びないようであれば、実態に合わせた予算額の設定をすべきである。

以 上

### 施設整備と食肉流通に関する意見

現在、食の安全性を図ることは、市民生活にとって重要となっている。しかし安全に十分に配慮した施設を建設するには、投資額が巨額となり、ひいては卸売会社等が負担する市場使用料が高く設定されることとなる。投資の規模は、施設使用者が負担できる使用料の範囲内で決定されるべきであるが、臨海市場の場合、主たる施設使用者である卸売会社から、本来負担すべき使用料を徴収した場合、当初からこの卸売会社は赤字経営となり、市場運営ができなかったことが明らかである。

卸売会社が負担できないため、福岡市は、使用料を規則により減額し、さらに市長減免により減額し、市場施設使用料については、減額措置をとらざるをえなかった。このことは一面においては福岡市の臨海市場施設の整備にかかる投資が、過大投資であったことを意味する。

しかし、食の安全性の観点から、今後必ずこのような衛生設備が必要とされ当該規模の投資が必要とされるのであれば、現状の卸売会社の経営体力が、必要とされる最新衛生設備にかかる使用料を負担できず、社会のニーズに応えられないことを示している。卸売会社の経営体力は、市場の取扱量に多くを依存するため、従来より多くの生産者や売買参加者が、市場を利用するようになる必要がある。しかし現状の流通市場には、競合する農協系統の市場外流通があり、また近県でも食肉流通を担う公的機関(畜産公社等)があるため、簡単には、臨海市場を活性化できる状況ではない。

社会のニーズに応えるため巨額を投じて建設される施設を有効に利用するため、各地に同様の施設を建設するのではなく、広域化行政の観点から、国及び近隣の県レベルで食肉流通経路の再編を検討し、高機能施設がさらに有効利用されることが望まれる。

以 上